

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 固定資産税減収補填特別交付金に係る特別区財政調整交付金の総額の特例を設けること。（附則第四十條関係）

二 その他所要の規定の整理を行うこと。（附則第三十八條、第三十九條関係）

第二 その他

前記第一の一の改正は令和三年四月一日から、第一の二の改正は令和三年一月一日から施行すること。